

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	12	担当課	産業政策課
法令名	計量法	根拠条項	法第121条第2項で準用する法第38条	不利益処分の種類	指定計量証明検査機関の指定の取消し	
指定の取消し等						
法第38条						
都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。						
一 この節の規定に違反したとき。						
二 第27条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。						
三 第30条第1項の認可を受けた業務規程によらないで定期検査を行ったとき。						
四 第30条第3項、第35条又は前条の規定による命令に違反したとき。						
五 不正の手段により第20条第1項の指定を受けたとき。						
準用規定						
法第121条						
第117条第1項の指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行う。						
2 第27条から第39条まで及び第106条第2項の規定は、指定計量証明検査機関及び計量証明検査に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあり、及び第106条第2項中「通商産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第27条、第28条及び第38条第5号中「第20条第1項」とあるのは「第117条第1項」と読み替えるものとする。						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

		資料番号	1 2	担当課	産業政策課
法令名	計量法	根拠条項	法第121条第2項で準用する法第38条	不利益処分の種類	指定計量証明検査機関の指定の取消し
<p>(欠格条項) 法第27条 次の客号の一に該当する者は、第20条第1項の指定を受けることができない。 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 二 第38条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(業務規程) 法第30条 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。 3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第1項の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不相当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきこと命ずることができる。</p> <p>(解任命令) 法第35条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関の役員又は第28条第2号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定定期検査機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。</p>					